# 産業建設委員会所管事務調査報告書

## 【はじめに】

近年、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化や高度情報化の 進展、市税の減収等による厳しい財政事情、住民ニーズの多様化などにより、従来の行 政運営が困難になってきている。

とりわけ人口減少問題は、地方財政に大きな影響を及ぼし、行政サービスの低下を招くことが懸念されるほか、地域コミュニティの機能低下にもつながるため、多くの自治体にとって切実な問題である。

そのような中、国では、人口減少・少子高齢化に対応するため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、これを受け、市でも人口減少に歯止めをかけ、将来の行政運営を持続可能なものにしていくため、「亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

また、本年度を初年度とする第2次亀山市総合計画においても、総人口の維持を目指し、定住促進の視点による取り組みを進めている。

そこで、産業建設委員会では、「定住促進について」をテーマに設定し、市への定住 促進を図るため、住宅の確保や市内雇用の創出、中山間地域の人口減少を抑制するため の施策のあり方等について調査・研究を行ったので、その結果をここに報告する。

#### 【現状把握】

市の定住促進について現状把握を行うため、第2次総合計画における定住促進の位置づけと、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の対象事業について確認を行った。

#### 1 第2次総合計画における定住促進の視点について

基本構想では、市の将来都市像を描く前提として、「人口減少社会の到来」と「早急な人口減少対策の必要性」を掲げており、前期基本計画における戦略的視点である「定住」がすべての施策の根底を貫く構成となっている。具体的には、「若者の定住促進を図るため、子育てや商業、公共交通等が充実した魅力的な都市形成を推進します。」、「空き家の有効活用の促進と定住促進を図るため、空き家情報バンク制度等を通じ、情報共有を図ります。」、「若者の市外への流出に歯止めをかけるとともに、移住・定住を加速させることを目的として、大学等の在学中に借り入れた奨学金等の返還金に対する助成支援など、関係機関と連携したUIJターンを促進する取り組みを進めます。」などの施策の方向が示されている。

## 2 亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の対象事業について

亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略おける重点プロジェクトに関し、平成31 年度までの戦略期間内において積極的に推進する事業のうち、中山間地域の対策、市 内雇用の確保、空き家の利活用、住まいへの支援、移住交流の促進、市の情報発信に 係る各事業について、環境産業部、建設部及び企画総務部から聴き取りを行った。

#### (1) 中山間地域の対策について

市の人口ビジョンによると、直近10年間では、主に川崎・井田川地区で人口が 増加している一方で、加太、昼生、白川、野登、坂下の各地区では減少傾向にある。

特に、中山間地域に対しては、高齢化による担い手不足などにより増加する耕作放棄地の発生防止のため、中山間地域等直接支払交付金事業により、農業振興地域農用地区域内の一団の農地で農業生産活動を行う集落への交付金が交付されている。しかしながら、県の交付金を財源として、あくまでも認定農業者や営農集落を対象にしたものであることから、実際に中山間地域の耕作放棄地の解消にはつながっておらず、耕作放棄地は年々増加している。

一方、農業の支援については、前期基本計画において、新規認定農業者及び認定 新規就農者数を5年間で10人増やすという目標を掲げているが、実際には、中山 間地域以外の地域において認定農業者数の増加と農業の集約化が進んでいる状況 である。また、中山間地域や農業の担い手を確保するための取り組みについては、 定住促進という視点が伴っていない現状である。

## (2) 市内雇用の確保について

市の人口ビジョンによれば、15~24歳の世代が転出超過の傾向にあることから、進学や就職時の人口流出を抑制するには、市内における就労の場の確保が求められている。

そこで、市では、魅力ある雇用の場づくりと安定雇用の促進を目指し、平成28年12月に改正した産業振興条例に基づき、市内で事業所の新設等を行う事業者に 奨励金を交付する産業振興奨励事業に取り組んでいる。特に、この改正により、新 たに地元雇用を促進する雇用促進奨励金制度を設けて企業誘致を進めているが、現 時点で新制度の適用実績はない。

また、若者の雇用対策の推進のため、商工会議所と連携し、創業セミナーの開催 や専門家による経営指導、創業融資にかかる利子補給等を実施することで創業・小 規模事業者の支援を図っているが、市としては、市内におけるすべての創業・起業 を把握し切れていない状況である。

なお、奨学金への支援を行うことで就職時期におけるU・Iターンを促し、定住

に結び付けることを目的とする学生奨学金返還支援事業については、平成30年度 の事業実施に向け、制度の検討中であるとのことであった。

# (3) 空き家の利活用・住まいへの支援について

市内で増加する空き家の対策として、空家等対策計画において空き家に係るハード面の居住支援を行うこととする活用方針を定め、空き家情報バンク制度を通じ、移住者と空き家所有者とのマッチングを図るとともに、空き家リノベーション支援事業により空き家の改修経費助成を行っている。

現在、空き家情報バンクについては、掲載物件数が少なく、平成23年の制度開始以後、実際に空き家を購入し、居住するに至ったのは8件足らずである。また、空き家リノベーション支援事業については、県外からの移住者に限定され、平成27年度以降の実績は1件となっている。これらのことから、移住・定住における「住まい」に係るハード面の支援は十分であるとは言えない状況である。

また、市では、定住促進や、地域の良好な住宅ストックの確保等を基本目標とする亀山市住生活基本計画を平成21年に策定し、市の役割として、住宅施策の推進や住情報の提供を掲げている。しかし、計画に記載された施策が完全に具現化されているとは言えず、平成30年度における計画の改訂に際しては、空き家の利活用等も含め、市の現状に沿った大幅な見直しが必要であると考えられる。

なお、戸建て住宅の取得に対する支援を行うことで若年世帯の定住を促すことを 目的とする定住世帯住宅取得支援事業については、平成30年度の事業実施に向け、 制度の検討中であるとのことであった。

#### (4)移住交流促進について

市の人口ビジョンに示す2060年の人口5万人の維持に向け、移住を促進し、転入者の増加を図るため、移住交流促進事業が展開されている。具体的には、都市圏での全国移住フェアに出店するとともに、関宿案内や先輩移住者と交流する移住体験ツアーを開催し、実際に2組3名が参加したとのことであった。また、移住相談窓口として、企画政策室に定住支援員を1名配置し、移住希望者の相談に応じている。

#### (5)情報発信について

ホームページに、シティプロモーションの専用サイトを立ち上げ、「住めばゆうゆう」というキャッチコピーとコンセプトのもと、30代の子育て世代の若者をターゲットとした定住促進の発信をしている。また、市の魅力を移住・定住の視点からPRするためのパンフレットを作成し、全国移住フェアで活用する等PRに努めている。

さらに、移住相談トータルサポートのため、「移住相談窓口~かめやま暮らし~」

というサイトを設け、市の概要や住まい、子育て、教育、仕事といった個別のページにリンクさせているが、これらは、単に空き家情報バンクやハローワークのサイトへ誘導するだけであり、移住希望者は自ら情報を探す必要がある。

なお、「住まい」に関しては、空き家情報バンクの物件以外に情報提供できるものがない。

#### (6) 庁内連携について

第2次総合計画で定住の視点が示されるとともに、まち・ひと・しごと創生総合 戦略で定住促進策が位置づけられていることから、企画政策部を中心に、ホームページ等での情報発信が積極的に行われている。しかし、移住の窓口として、定住促進をリードする部署と、移住・定住に伴う「住まい」や「仕事」のニーズに直接対応する部署との取り組み方に差があることから、市全体としての連携が十分に図られていないと思われる。

# 【行政視察】

定住促進に係る施策の先進事例について学ぶため、兵庫県丹波市と京都府綾部市を視察した。

## 1 兵庫県丹波市

丹波市では、建設部住まいづくり課が移住・定住施策について総合的に取り組んでおり、空き家バンクによる「住まい」、仕事情報サイトによる「仕事」、ネットワーク会議などを通じた「人とのつながり」によって、移住・定住希望者に対する情報発信と相談が一元的になされ、移住・定住希望者のニーズにワンストップで対応している。特に、空き家を活用した移住・定住促進に取り組む中で、市に直接登録されている物件だけではなく、民間の不動産業者が保有する物件も含めてホームページで公開し、移住・定住希望者に多くの選択肢を提供している。また、空き家の登録物件を増やすため、固定資産税納税通知を送付する際に、空き家登録制度の周知文書を同封し、登録物件の確保に取り組んでいる。

また、丹波市の仕事情報サイトでは、勤務地や給与などの一般的な求人情報に加え、 経営者の思いや仕事の本質、働いている方の声などをインタビュー形式で紹介することで、移住・定住希望者に対し、仕事のやりがいや魅力といった情報を提供している。

#### 2 京都府綾部市

綾部市では、平成18年の綾部市水源の里条例制定以降、限界集落の再生・振興のため、U・Iターン者の定住対策、都市との交流等を推進し、平成26年には、定住促進について市民・事業者・行政の役割を明確化し、全市的に取り組むための機運の

醸成を図るため、綾部市住みたくなるまち定住促進条例を制定し、以降、市を挙げて 取り組んでいる。

特に担当部署として、定住・地域政策課を設置し、移住・定住希望者の総合相談窓口を開設し、窓口対応の一元化を図っている。

また、同市の空き家バンクについては、行政と市民、事業者が連携・協力して運用し、登録物件を充実させるとともに、定住希望者に対する空き家の売買・賃貸契約時の法的手続を市内宅建業者に委託して手続の迅速化・適正化を図っている。さらに、市担当者が移住者に地域のルールを丁寧に説明することで不安を軽減するとともに、定住後の訪問相談活動により、きめ細やかな支援を行っている。これらの取り組みにより、平成20年度から平成28年度までの間で合計179世帯、435人が定住し、この実績は全国で第3位となっている。

# 【市民との意見交換】

「市への定住促進」について、実際に移住・定住した市民の意見を聞くため、市の移住・ 定住パンフレット・移住関係誌で紹介された市民4名と意見交換を実施した。

≪出された主な意見≫

# 1 移住・定住における市の利点について

- (1) 日本の真ん中に位置し、車や鉄道によるアクセスがよい。
- (2) 亀山に住み、ITを活用した働き方をすることで、比較的支出が少ない生活ができる。
- (3) 都会での通勤や仕事で疲弊している人々には、亀山への移住は魅力的である。
- (4) 豊かな自然環境を有しており自然をリスペクトする層に対してアピールできる。
- (5) 津波の不安がなく、地震に関しても最大震度6弱程度にとどまる。

#### 2 移住・定住に際しての課題について

- (1) 将来、車で移動できなくなった場合に、住み続けられるかどうか不安である。
- (2) 10年前、移住のために古民家を探したが、当時は空き家情報バンクがなく、 民間事業者でも情報がなかったため苦労した。
- (3) 市内に働く場所はあるが、そこで働く人がいない、または足りない状況である。
- (4) 中山間地域では、前の世代の知識等を次世代にどう継承していくかが懸念される。
- (5) 中山間地域の再生には人を呼び込まなければならない。
- (6) 移住に際し、行政が自治会長や地域の人との引き合わせをしてくれるとよい。
- (7)移住した頃は、子育て関連の情報を得ることが難しかったので、トータルで相談できるところがあるとよい。

## 3 市の定住促進のあり方について

- (1)地域の行事など都会にはない要素を楽しめないと定住は難しいため、30代から 50代での早期の移住を提唱したい。
- (2) 市外で働き、休日も市外に出ていく人と、亀山で一生過ごして地域で活躍したい 人のどちらを呼び込みたいのかで、市の取り組み方は異なってくるのではないか。
- (3) 現在のPRでは、誰かが来てくれればいいぐらいにしか捉えられない。市に来て もらいたい世代等にピンポイントで訴える方法があるのではないか。
- (4) 都市部では子育てに厳しい状況があるが、亀山には、子どもに優しい目を向けられる雰囲気・環境があることを強烈に打ち出してもよいのではないか。
- (5) 選ばれることを待つのではなく、市が住んで欲しい人を選んでいくべきである。
- (6) 休耕田等を利用してRVパーク(※) を整備し、市の交通利便性も含めて、中高年層にアピールしてはどうか。
  - (※) キャンピングカーオーナーや車中泊ファンに、『快適に安心して車中泊が 出来る場所』を提供するために日本RV協会が推進しているシステム

# 【検討結果のまとめ】

産業建設委員会として、調査・研究テーマに掲げた定住促進について、11回にわたり 協議し、検討した結果の課題・問題点は次のとおりである。

- 1. 移住の窓口となり、定住促進をリードする部署と、「住まい」「仕事」を支援する部署 が異なるため、移住・定住希望者の視点に立った十分なサポートができていない。
- 2. 移住・定住希望者の住まいに関する相談・希望に対し、市が情報提供できる土地・家屋のストックがほとんどない。特に、空き家情報バンクについては登録物件が少なく、せっかくの制度が全く機能していない。
- 3. 中山間地域の人口減少及び高齢化が進展する中、若年層の流出抑制と、地域や農業の担い手の流入促進を図るための有効な施策がない。
- 4. 進学や就職の時期にあわせて人口が市外に流出しており、Uターン・Iターンをしようにも受け皿となる仕事の業種や職種等の選択肢が限られている。また、市として企業誘致を進める一方で、従業員の定住化につなげるための環境整備が進んでいない。
- 5. 本市の定住促進は、若者・子育て世代をターゲットとしており、他市との競合が避けられない。

よって、産業建設委員会として、将来の人口が維持できるよう、市の定住促進について、下記のとおり市長に対し提言を求める。

記

- 1. 移住・定住者の視点に立って、各種相談から、「住まい」や「仕事」等に関する支援に至るまで、一体的なサポートが行えるよう、担当窓口を一元化すること。
- 2. 全国版空き家・空き地バンクが構築されることを見据え、市の空き家情報バンク制度が機能するよう、空き家所有者に対し制度の周知を図り、登録物件の充実に努めるとともに、民間事業者との連携により、民間の不動産物件も含めた情報を市ホームページ等で公開すること。
- 3. 農業の後継者の育成、また、移住による新たな農業の担い手を確保するため、就農 支援の制度について、有効で利用しやすいものとなるよう見直しを行うとともに、中 山間地域への移住・定住を促進する新たな施策についても検討を行うこと。
- 4. U・Iターンの受け皿となる市内での雇用を増加させるため、さらなる企業誘致の 推進に努めるとともに、事業所の積極的な地元採用を促進する施策を講じること。
- 5. 市の魅力をPRする際には、豊かな自然や長い歴史とそれに育まれた伝統・文化だけでなく、比較的災害に強いまちであることにも触れるとともに、現在は若者・子育て世代を中心とした施策が展開されているが、さらに移住・定住を促進するため、他市にはない市独自の施策の検討を行うこと。